

## 西村山広域観光戦略推進事業(冬季誘客の為にイルミネーション等整備)

### 業務委託公募型プロポーザル実施要領

#### 1 委託業務の名称

西村山広域観光戦略推進事業(冬季誘客の為にイルミネーション等整備)

#### 2 目的

観光客数が落ち込む冬季において、観光客による左沢線活用促進をする観点から、寒河江駅前およびチェリークア・パーク民活エリアへの回遊性を高めるため、地域資源を活用したマーケティング調査の一環としてイルミネーション等を整備する。

#### 3 委託期間

契約締結の日から平成 29 年 2 月 28 日まで

#### 4 委託内容(指定条件含む)

- (1) 平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年 1 月 9 日の期間中、寒河江駅前みどり公園内の構築物等へイルミネーション(100 球の電飾機器を 100 本以上)を設置するとともに、やまがた雪フェスティバル(平成 29 年 2 月 3 日～平成 29 年 2 月 5 日)の開催告知を実施する。
- (2) (1)で使用した電飾機器を平成 29 年 1 月 10 日以降に撤去し、(3)の一部として使用する。
- (3) 平成 29 年 1 月 27 日～平成 29 年 2 月 15 日までの期間中、チェリー・クアパーク内の街路樹(ゆ～チェリー前～旅籠屋前までの約 330m 区間の両側)に、イルミネーション(撤去した電飾機器と併せて 400 本以上)を設置する。
- (4) (3)で設置した電飾機器を撤去し、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が指定する場所へ収納する。
- (5)チェリー・クアパーク内に立地している各施設と、設置するイルミネーションについて事前に協議する。
- (6)使用したイルミネーションに関する電飾機器は、すべて山形どまんなか探訪プロジェクト会議に帰属する。

#### 5 応募資格

- (1) 寒河江市内に営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 委託業務を適確に遂行する能力があると認められること。

#### 6 委託料

- (1) 本業務に係る委託料の見積限度額は、10,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (2) 受託者が本業務の実施に当たり、この要領に反した場合には、委託料の一部又は全部を返還させるものとする。

#### 7 スケジュール

- (1) 公募型プロポーザル参加申請書等の配付  
「公募型プロポーザル参加申請書」及び「調査内容提案書」は、山形どまんなか探訪プロジェクト会議ホームページに掲載する。
- (2) 参加申請書及び調査内容提案書の受付

平成 28 年 12 月 12 日(月)午後5時までに、下記宛に持参又は郵送により 10 部提出するものとする。

提出先: 〒990-8601 寒河江市中央1丁目 9-45 寒河江市さくらんぼ観光課 観光振興係

### (3) 質問及び回答

質問は、平成 28 月 12 月 7 日(水)午後 5 時まで下記メールにより受け付け、電話による質問は受け付けないこととする。

メールアドレス:[johokanko@city.sagae.yamagata.jp](mailto:johokanko@city.sagae.yamagata.jp)

## 8 調査内容提案書の記載事項

(1) 調査内容提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 申請者の内容(会社概要などの添付可)

イ 過去3年間ににおけるイルミネーション設置等実績(契約金額 1,000,000 円以上に限る。)

ウ 見積書

エ 業務体制(本業務を実施するための業務体制を記載すること。)

オ スケジュール

カ イルミネーション設置等に関する企画提案(設置箇所、設置デザイン等)

(2) A4用紙に印刷できる形式とし、参加申請書を除き10ページ以内とし、提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

## 9 審査

審査は、見積金額が限度額の範囲内のものについて、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設置する審査委員会において、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設定した評価基準に基づいて行い、業務受託予定者を選定する。業務受託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を業務受託予定者とする。

主な評価基準は次のとおりとする。

評 価 基 準	重要度
提案コンセプト	× 1
設置等実績	× 1
イルミネーション設置等に関する企画提案	× 3
業務体制・スケジュール	× 2
見積経費	× 2

選定結果は、参加者すべてに文書で通知する。

## 10 契約の方法

業務受託予定者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。業務委託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を契約の相手方とする。

## 11 失格事項

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 異なる申請書を複数提出したとき。
- (2) 様式又は記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

## 12 個人情報の保護

委託業務の遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。